

2018年11月22日

各 位

会社名 サムティ株式会社

代表者名 代表取締役社長 江 口 和 志

(東証第一部・コード 3244)

問合せ先 取締役経営管理 松 井 宏 昭

本部長

電話番号 06-7176-5566

第19回新株予約権の譲渡に関するお知らせ

2018 年 9 月 18 日付「一部コミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」において公表しております一部コミットメント型ライツ・オファリングに関し、2018 年 11 月 21 日に当社が取得した当社第 19 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の全てを、本日、引受会社である大和証券株式会社及びドイツ証券株式会社に譲渡しましたのでお知らせいたします。

また、当社は、大和証券株式会社及びドイツ証券株式会社より、当社が譲渡した本新株予約権1,519,723個の全てについて2018年11月26日までに当社に対し行使請求を行う予定である旨の報告を受けております。

かかる行使請求により、本新株予約権の発行総数に対する権利行使割合は100%となる予定です。 今回の一部コミットメント型ライツ・オファリングにご理解を賜りました株主の皆様及び投資家の 皆様には、厚く御礼申し上げます。

記

本新株予約権の譲渡内容について

譲	渡		先	大和証券株式会社及びドイツ証券株式会社(注)
譲	渡		目	2018年11月22日
譲	渡	個	数	1,519,723 個(注)
譲	渡	金	額	1,519,723円 (本新株予約権1個当たり1円)

(注) 2018 年 9 月 18 日に公表した「一部コミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2018 年 11 月 21 日に当社が取得した本新株予約権の全てを、引受会社である大和証券株式会社及びドイツ証券株式会社に対して、譲渡したものであります。

以上

ご注意:

この文書 (参考書面を含みます。) は、当社の第 19 回新株予約権の譲渡に関して一般に公表するための公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘を構成するものではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令(1933年米国証券法を含みます。)に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。